

「京料理親子体験教室」業務委託に係る仕様書

文化庁「令和8年度伝統文化親子教室事業(地域展開型)」を活用して実施する予定であるため、事業対象経費及び事業対象外経費等の規定について、十分に確認すること。

1 業務の概要

「(1) 京料理講座」及び「(2) 京料理体験教室」を通じて、京料理は、食べるだけでなく、おもてなしやしつらえ、器、調理の際の道具や調理技術等も重要な構成要素であることを学習できる内容とする。

なお、「(1) 京料理講座」に参加した者のみが、「(2) 京料理体験教室」に参加できるものとする。

(1) 京料理講座

ア 参加者は、京都市内在住又は通学の小中学生及びその保護者とする。ただし、小中学生のみ及び保護者のみでの参加は不可とする。小中学生1名及びその保護者1名を1組とし、各回30組60名が参加できるものとする。

イ 1回当たり45分の講座を5回、3日にわたり実施するものとする。

ウ 講座は、座学だけでなく、実習等を伴うものも可とする。

(2) 京料理体験教室

「(1) 京料理講座」で学習したことを、料理屋を会場として実際に体験する。実食を伴うものとし、また、料理屋ごとに縁のある伝統文化や生活文化を学ぶ企画を盛り込むものとする。ただし、上限570,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)として、会場使用料を文化財保護課が負担する。

(3) 事務局の設置

問合せ対応、スケジュールの管理、参加者募集及び参加者との連絡調整、料理屋との連絡調整、当日の運営等を行う事務局を設置するものとする。

(4) 動画制作

「(1) 京料理講座」及び「(2) 京料理体験教室」の参加前後に閲覧することで、学習で得た知見の定着を図ることを目的とした動画を制作し、下記(5)アの本事業専用ホームページで公開するものとする。動画の制作に当たっては、京料理の専門家の監修を受けるとともに、小中学生や、京料理に係る知見のない視聴者にも理解しやすいものとする。

また、動画は、文化財保護課が運営するYouTubeチャンネル「京都の文化遺産」でも公開するため、サムネイル画像を制作するものとする。

(5) 情報発信

ア 本事業専用のホームページを開設し、効果的な情報発信を行うものとする。また、ホームページにおいて、参加者募集を受け付けるものとする。

イ 参加者募集を目的としたチラシを制作及び配布するものとする。

ウ その他、本事業に係る効果的な広報を行うものとする。

(6) アンケート

ア 「(2) 京料理体験教室」終了後に、事業の成果や効果を把握するためのアンケートを実施するものとする。アンケート項目は、別途、文化財保護課から指示する。

イ 令和9年度に、参加者の京料理に係る学習の状況を追跡調査するため、参加者の氏名、電話番号及び電子メールアドレスを把握するとともに、その旨の承諾を得るものとする。

(7) その他

「(1) 京料理講座」及び「(2) 京料理体験教室」の参加者が加入する傷害保険の手配を行うものとする。

2 成果物

- (1) 動画
ファイル形式は MP4 とし、DVD-R で 2 部ずつ納品すること。
- (2) サムネイル画像
ファイル形式は JPEG とし、上記の DVD-R に同梱すること。
- (3) チラシ
ア 仕様： A 4 ・両面カラー
イ 部数： 3,000 部。ただし、業務受託者が直接配布するものを除く。

3 著作権等

- (1) 本事業の実施により得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て本市に帰属することとし、本市の広報物や SNS 等での情報発信に際して、成果物を活用（加工等を含む）することができるようにすること。
- (2) 受託者が撮影した写真や作成したデザイン等を他の目的に使用する場合は、事前に本市に確認し、承認を得ること。
- (3) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、受託者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

4 その他

- (1) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるように十分な体制で臨むこと。
- (2) 業務の進捗状況については、随時、当課に報告し、指示を受けること。
- (3) 本事業の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市の承諾を得ること。
- (4) その他本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じたときは、本市と協議し、その決定に従うものとする。

(以上)